

住田町公共施設等総合管理計画改訂支援業務委託 一般競争入札説明書

令和 8 年 7 月 13 日
住田町総務課防災管財係

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 住田町公共施設等総合管理計画改訂支援業務委託
- (2) 仕 様 等 別紙仕様書のとおり
- (3) 期 間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 19 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 住田町暴力団排除条例第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札者に求められる義務

- (1) 本調達物品の入札に参加を希望する者は、令和 8 年 7 月 30 日（木）午後 5 時までに「一般競争入札参加申請書」（様式第 1 号）に下記提出書類を添えて後記12の場所に持参又は郵送で提出しなければならない。

上記期日までに提出書類の提出がされなかった場合は、入札に参加できない。

なお、本公告の日現在で、住田町物品・役務入札参加資格者名簿の営業種目「計画・策定」に登録されており、かつ備考欄に「公共施設等総合管理」の記載がある者（以下、「入札参加資格登録者」という。）の場合は入札参加希望の連絡（FAX又はメール：任意様式）のみで可とする。

【提出書類】

- ① 誓約書（様式第 2 号）
- ② 参加者の住所地又は所在地における前々年度以降の市町村税の未納がないことを証明する書類の写し
- ③ 法人登記全部事項証明書（個人事業者にあつては営業証明書）の写し。
- ④ 過去 2 年の間に、国（公団を含む。）又は地方公共団体と、当該入札と規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結しこれらを全て誠実に履行した実績を有する場合は、その内容を証する書類（契約書の写し、決算書等）

※②及び③は、発行後 3 ケ月以内のものであること。

- (2) 入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から上記（1）の提出書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 審査結果

入札参加資格登録者以外の者については提出書類に基づき審査を行い入札参加の可否を決定する。

審査結果については、令和8年7月31日（金）以降に後記12に問い合わせること。

4 入札及び開札の日時及び場所

日時：令和8年8月4日（火）午後2時

場所：住田町生活改善センター 研修室（〒029-2311 岩手県気仙郡住田町世田米字川向96番地1）

5 入札及び開札の方法

（1）前記4の開札の日時及び場所に参加し、入札書（様式第3号）を提出すること。

なお、代理人が入札に参加する場合は、入札時刻までに別添委任状を提出の上、入札書に代理人の氏名を記載、委任状の使用印と同じ印鑑を押印すること。

また、入札に参加する際、次のものを持参すること。

①入札書（様式第3号）

②委任状（代理人入札の場合）（様式第4号）

③再入札に使用する印鑑

④入札保証金領収書

⑤入札保証金振込先依頼書（様式第5号）

※入札保証金の納入が免除された場合、④及び⑤は不要とする。

（2）落札決定に当たっては、購入にかかるすべての費用をもって契約額とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、請求時には価格等内訳が分かる明細を添付すること。

（3）開札をした場合において、入札金額のうち財務規則（平成13年規則第5号）第118条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の範囲内の価格の入札がないときは、再入札を行うものとする。

また、後記6の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることはできない。

（4）再入札を行うこととなった場合は、初回入札結果公表後、入札執行職員が口頭で通知した時刻に再入札書を提出すること。

（5）再入札は2回までとし、落札者のない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者等と随意契約の交渉を行うことがある。

6 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

（1）入札公告に定めた資格のない者のした入札又は代理権の確認を受けない代理人のした入札

（2）入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札

（3）同一の入札者が2以上の入札をしたときは、その全部の入札

（4）脅迫その他不正の行為によってした入札

（5）再入札を行うこととなった場合において、初回入札最低価格以上の価格を記載した入札

(6) その他入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

8 契約書作成の要否 要

9 契約条項

別添「委託契約書（案）」による。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者が見積もる入札金額の100分の3以上の額とする。ただし、契約者が保険会社との間に当町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき又は落札決定日から起算し過去2年間に、県、国又は他の地方公共団体との契約実績において、前記3(1)の営業種目で契約を締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、契約者が保険会社との間に当町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき又は落札決定日から起算し過去2年間に、県、国又は他の地方公共団体との契約実績において、前記3(1)の営業種目で契約を締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは免除する。

11 支払条件

当町が行う検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

12 問い合わせ・郵送先

〒029-2396 岩手県気仙郡住田町世田米字川向88番地1 住田町総務課 防災管財係

電話番号 0192-46-2112

メールアドレス t-matuda@town.sumita.iwate.jp